

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	特例返還金情報ファイル	
行政機関等の名称	大阪市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	財政局税務部課税課（固定資産税（家屋・償却資産）グループ）	
個人情報ファイルの利用目的	特例返還金の返還	
記録項目	1 宛先郵便番号、2 宛先住所、3 宛先氏名（名称）、4 納税義務者住所、5 納税義務者氏名（名称）、6 納税管理人等住所、7 納税管理人等氏名（名称）、8 登録番号、9 台帳番号、10所在地、11家屋番号、12返還金整理番号、13見直し前の固定資産税課税標準相当額、14見直し後の固定資産税課税標準相当額、15見直し前の固定資産税相当額、16見直し後の固定資産税相当額、17差引固定資産税相当額、18見直し前の都市計画税課税標準相当額、19見直し後の都市計画税課税標準相当額、20見直し前の都市計画税相当額、21見直し後の都市計画税相当額、22差引都市計画税相当額、23差引特定市税相当額、24特定市税の未納額、25特定市税の滞納の有無、26過誤納金相当額、27「お知らせ」等発送日、28請求書受付日、29利息相当額、30特例返還金額、31支払予定日、32支出決議日、33特例返還金通知書発送日、34「お知らせ」等返戻日、35「お知らせ」等再送付日、36備考	
記録範囲	特例返還金対象者	
記録情報の収集方法	税務事務システムより収集	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	（名 称）総務局行政部行政課（情報公開グループ） （所在地）〒530-8201 大阪市北区中之島 1 丁目 3 番20号	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—	
個人情報ファイルの種別	☒ 法第60条第2項第1号 （電算処理ファイル）	☐ 法第60条第2項第2号 （マニュアル処理ファイル）
	政令第21条第7項に該当するファイル ☒ 有 ☐ 無	
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	非該当	
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
行政機関等匿名加工情報の概要	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地	—	
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	—	
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	含まない	
備 考	—	